

平成31年2月22日
30 貿情セ 調（経提）第6号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課 猪狩課長殿
安全保障貿易審査課 三橋課長殿
写) 安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、飯泉係長殿
写) 安全保障貿易審査課 井上総括課長補佐殿、渡井係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
ABC 兵器・ミサイル関連機器専門委員会
航空宇宙分科会
主 査 小見 淳介

貨物等省令第25条第3項第二号ホの改正要望

表題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒ご検討いただけますようお願いいたします。

記

1. 要望事項

貨物等省令第25条第3項第二号ホの中に、WA 原文の趣旨をより適正に表すべく改正すべきと思われる箇所がありますので、ご確認の上、改正をお願い致します。

下に貨物等省令第25条第3項第二号ホの現状文と改正案を示します。指摘箇所に下線を引きました。

【現状文】

省令第25条第3項第二号
ホ 固相接合法を用いてタービンプレードの翼部とディスク部を接合したもの



【改正案】

省令第25条第3項第二号
ホ 固相接合法を用いて翼部とディスク部を接合したもの

2. 要望内容に関する説明

現状文における下線部の タービンプレードの翼部とディスク部を接合したもの は、WA 原文の 9. E. 3. a. 6.における Airfoil-to-disk blade combinations に対応しております。

原文の当該箇所の記載は、“Airfoil-to-disk blade”であることから、単に翼とディスクが接合されたものであります。タービンプレードとの現状文はタービン部品のみ限定するもので、圧縮機等については規制対象から漏れてしまうこととなるため、改正を要望します。

[WA 原文]

9. E. 3. Other "technology" as follows:

a. "Technology" "required" for the "development" or "production" of any of the following gas turbine engine components or systems:

1. 省略

-
-
-

6. Airfoil-to-disk blade combinations using solid state joining;